

こども基本法説明資料

- こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。（こども家庭庁ホームページより）
- こども基本法制ができたことで、特に、こども施策の実施主体である基礎的自治体の役割が一層重要になっている。こども基本法のこども施策の基本理念の下、地方自治体的に工夫をして、こども施策を包括的総合的にかつ具体的に行う必要がある。（第1回審議会野村委員提出資料「こども基本法で問われる自治体の役割」より抜粋）

こども基本法	条 目的(第1条)	定義(第2条)
	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。</p> <p>2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。</p> <p>一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援</p> <p>二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援</p> <p>三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備</p>
<p>説明</p>	<p>●これまで、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけています。</p> <p>●常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務です。</p> <p>●このため、こども家庭庁の設置と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定されました。</p>	<p>●「こども施策」とは、①「こどもに関する施策」と②「一体的に講ずべき施策」からなります。</p> <p>●①「こどもに関する施策」とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指すものと解されます。その具体的な例が、第2項各号に列記されています。</p> <p>●②「一体的に講ずべき施策」とは、例えば、以下の施策が含まれると解されます。</p> <p>□主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、<u>こどもや子育て家庭に係る施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）</u></p> <p>□「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）</p> <p>●このように、①「こどもに関する施策」と②「一体的に講ずべき施策」からなる「こども施策」には、<u>こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。</u></p> <p>●なお、国民全体の教育の振興については、日本国憲法の精神に則り、教育基本法を頂点とする教育法体系の下で行われるものです。こども基本法の目的・基本理念は、教育基本法第1条に定める「心身ともに健康な国民の育成」という「教育の目的」と通ずるものです。</p> <p>□教育に係る個別作用法の運用に当たっては、これまでも日本国憲法、児童の権利に関する条約の趣旨が考慮されてきたところ、こども基本法の制定を機に、これらと合わせて基本法の趣旨が考慮されるべき旨を徹底していくことが求められます。</p>

【こどもの定義】
「こども」を心身の発達の過程にある者、と定義しています。

【こども施策の定義】
①「こどもに関する施策」と②「一体的に講ずべき施策」からなる「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。

<p>こども 基本法</p>	<p>条 (基本理念) 第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p>					
<p>号</p>	<p>一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。</p>	<p>二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。</p>	<p>三 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。</p>	<p>四 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。</p>	<p>五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。</p>	<p>六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。</p>
<p>説明</p>	<p>●1号から4号においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されています。</p> <p>●日本国憲法第11条の基本的人権の保障、同第13条の個人の尊重、同第14条の法の下での平等について規定されています。</p>			<p>●こどもの養育を担う大人や社会環境に係る規定として、5号ではこどもの養育について、6号では子育てについて、それぞれ、定められています。</p> <p>●「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）でいう「こども政策」には、こども自身に直接関係する事項以外の事項が当然に含まれています。</p> <p>●令和4年内閣委提案者答弁～自己に直接関係する事項以外の事項でありましても、こどもの意見はその年齢及び発達に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるということを定めたものでございます。（抜粋）</p> <p>●子育てをする者、しようとする者が、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会環境を整備することを示したものです。</p>		
<p>【こども基本法の基本理念】 「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の4原則を踏まえて策定されています。</p>						
<p>児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）</p>	<p>●第2条の差別の禁止の趣旨を踏まえて、規定されています</p>	<p>●第6条の「生命、生存及び発達に対する権利」の趣旨を踏まえて、こどもの成長を支えることを定めたものです。</p>	<p>●第12条の児童の意見の尊重の趣旨を踏まえ、こども自身に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達に応じて、こどもの意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されることを規定したものです。</p>	<p>●こども自身に直接関係する事項以外の事項であっても、こどもの意見が、その年齢及び発達に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを規定したものです。</p>	<p>●前文及び第18条の趣旨を踏まえ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、子育てに対して社会全体として十分な支援を行うことを定めたものです。また、家庭での養育が困難なこどもに対して、その健やかな成長のために同様の養育環境を確保することを定めたものです。</p>	
<p>【ユニセフ抄訳】</p>	<p>第2条 【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p>	<p>第6条 【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p>	<p>第12条 【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p>	<p>第3条 【こどもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p>	<p>第18条 【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。</p> <p>第20条 【家庭を奪われた子どもの保護】 家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらおうなど、国から守ってもらうことができます。</p>	

こども 基本法	条 責務等(第4条～第7条)	年次報告(第8条)	こども大綱(第9条)
説明	<p>●国・地方公共団体に対し、基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務を課しています。</p> <p>●事業主に対し、仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務を課しています。また、国民に対して、こども施策について関心と理解を深めるよう努力義務を課しています。</p> <div data-bbox="543 621 1887 888" style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【責務等(国及び地方公共団体の責務と、事業主及び国民の努力)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、こども基本法の基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務を有しています。 ・事業主に対しては、仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務を課しています。 ・国民に対しては、こども施策について関心と理解を深めるよう努力義務を課しています。 </div>	<p>●こどもをめぐるとして、政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告(こども白書)を、毎年、国会に提出することを規定しています(いわゆる法定白書)。</p> <p>●こども白書は、従来の「少子化社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」(本基本法により改正され法定白書化)の内容が盛り込まれ、1つの白書として、国会に提出されることとなります。</p>	<p>●こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものです。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなります。</p> <p>●こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合かつ一体的にこども施策を進めていくこととなります。また、行政の事務負担の軽減を図ることにもなります。</p>

<p>子ども基本法</p>	<p>条 都道府県子ども計画、市町村子ども計画(第10条)</p> <p>(都道府県子ども計画等) 第十条 都道府県は、子ども大綱を勘案して、当該都道府県における子ども施策についての計画(以下この条において「都道府県子ども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。 2 市町村は、子ども大綱(都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画)を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画(以下この条において「市町村子ども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。 5 市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。</p> <p>説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県子ども計画を、また、市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。 ●都道府県子ども計画・市町村子ども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができます。 <ul style="list-style-type: none"> □子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画 □子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画 □その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものの例(次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画) ●地方公共団体が、本条の規定を活用し、子ども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内の子ども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待できます。 	<p>子ども等の意見の反映(第11条)</p> <p>(子ども施策に対する子ども等の意見の反映) 第十一条 国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【子ども施策における子ども等の意見の反映】 ・国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子ども等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないことが定められています。</p> <p>・地方公共団体には、議会や執行機関のほか、法律で定めるところによりおかれる委員会(例：教育委員会)や法律や条例を根拠に設置される附属機関も含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国・地方公共団体において、子ども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めています。 ●ここでいう「国」とは、行政府だけではなく、立法府や司法府も含まれるもの、「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会(例：教育委員会)や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解されます。 ●本法第11条は、「子どもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなる「子ども施策」、つまり、子どもの成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策に対し、施策の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを求めています。 ●子どもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられますが、例えば、子どもや若者を対象としたパブリックコメントの実施、審議会・懇談会等の委員等への子どもや若者の参画の促進、子どもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取など子どもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくりのような手法が想定されます。 ●子どもから意見を聴くための様々な手法を組み合わせ、脆弱な立場に置かれた子どもをはじめ様々な状況にある子どもや低年齢の子どもを含めて、多様な子どもの声を聴くように努めることが重要です。 ●具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、また、子どもの意見をどの程度反映すべきかなどについては、個々の施策の目的等に応じて、様々であると考えられます。 ●子ども施策を決定する主体(各省各庁の長、地方公共団体の長等)が、当該施策の目的等を踏まえ、子どもの年齢や発達の段階、実現可能性などもしっかり考慮しつつ、子どもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断することとなります。(子どもの最善の利益を実現する観点から、当該施策の主たる目的等の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、子どもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得ます。) ●子どもからの意見聴取に当たっては、子どもが意見を言いやすい環境づくりや、子どもの意見を聴く職員の姿勢、さらに、子どもと近い目線で子どもを支え、子どもの声を引き出す、ファシリテーターやサポーターのような役割も重要です。 ●聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、子どもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望まれます。
----------------------	---	---

【子ども計画】
 ・市区町村には、「子ども大綱」及び都道府県子ども計画を勘案して、「子ども計画」を定めるよう努力義務が課せられています。

・子ども等の意見の反映の対象となる施策は、子どもの成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が対象です。

・意見を反映させるために必要な措置(手法等)に関して、様々な手法が例示されています。それらを組み合わせ、脆弱な立場に置かれた子どもをはじめ、様々な状況にある子どもや低年齢の子どもを含めた「多様な子ども」の声を聴くことが求められています。

・施策への意見の反映については、地方公共団体の長等が施策の目的や実現の可能性等を考慮しつつ、子どもの最善の利益を実現する観点から判断することとされています。また、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、子どもにフィードバックすることや広く社会に発信することが望まれています。

・子どもが意見をいいやすい環境づくりや、聴く職員の姿勢に加え、子どもの声を引き出すファシリテーター等の役割も重要とされています。

<p>こども基本法</p>	<p>条</p> <p>総合的かつ一体的な提供のための体制整備(第12条)</p> <p>(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)</p> <p>第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>関係者相互の有機的な連携の確保等(第13条、第14条)</p> <p>(関係者相互の有機的な連携の確保等)</p> <p>第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。</p> <p>4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。</p> <p>第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知(第15条)</p> <p>第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。</p>
<p>説明</p>	<p>●こども施策において長年の課題とされてきた、年齢の壁、こどもが必要とする施策ごとの制度の壁、施策を講ずる関係省庁の縦割りの壁、これら3つの壁を打破し、統合的、一体的に支援を提供していくために規定されたものです。</p>	<p>●国・地方公共団体に対し、関係機関・団体等の有機的な連携の確保に係る努力義務が規定されています。</p> <p>●こども施策の適正かつ円滑な実施において、関係機関や民間団体等の連携を確保することが重要です。</p> <p>●地方公共団体における連携の確保のための手段として、協議会を組織することができることとされています。協議会の構成員としては、当該地方公共団体で医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う行政機関、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等が想定されています。</p> <p>●本法における「協議会」とは、例えば、個別法に基づき置かれる以下のような協議会等(※)を含むものとして、包括的に規定されており、これらとは別の新たな協議会の設置を求めているものではないと解されます。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方青少年問題協議会法に基づき、重要事項の調査審議や関係行政機関相互の連絡調整を図る、都道府県青少年問題協議会・市町村青少年問題協議会。</p> <p><input type="checkbox"/> 子ども・子育て支援法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等の調査審議等を行う合議制の機関(地方版子ども・子育て会議)。</p> <p><input type="checkbox"/> 子ども・若者育成支援推進法に基づき、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者</p> <p><input type="checkbox"/> その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会。</p> <p style="text-align: center;">※上記と類似する機能を持つ条例等に基づく合議制の機関を含む。</p>	<p>●こども基本法と児童の権利に関する条約の内容や考え方を、こどもをはじめ、広く国民に周知するために規定されました。</p> <p>●今後、こども家庭庁を中心に、関係省庁が連携して、あらゆる機会を通じて、当事者であるこども、保護者や教職員などのこどもと関わる大人のほか、広く社会に対して、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知していきます。</p>

こども 基本法	条	こども政策推進会議(第17条～第20条)			
		<p>(設置及び所掌事務等)</p> <p>第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 こども大綱の案を作成すること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。</p> <p>三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務</p> <p>3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(組織等)</p> <p>第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの</p> <p>二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者</p>	<p>(資料提出の要求等)</p> <p>第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。</p>	<p>(政令への委任)</p> <p>第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
	説明	<p>●こども家庭庁に、内閣総理大臣を長とする閣僚会議である「こども政策推進会議」が置かれました（従来の少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部、子どもの貧困対策会議等を統合）。こども大綱の案を作成し、こども施策の実施を推進する政府全体の司令塔の役割を果たします。</p> <p>●会議は、こども大綱の案の作成に当たり、こども、子育て当事者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の幅広い関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが規定されています。</p>			